

郡山市家庭児童相談室設置運営要綱

平成9年3月31日制定

[こども部こども支援課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化することを目的とする家庭児童相談室（以下「相談室」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置及び機構)

第2条 設置及び機構は次のとおりとする。

(1) 設置主体 郡山市福祉事務所

(2) 機構 相談室は、福祉事務所における児童福祉法上の措置に関する業務を担当する児童家庭課がその運営にあたる。

(職員)

第3条 相談室には、家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とする相談指導業務に従事する家庭児童相談員（以下「相談員」という。）を配置する。

(服務及び任用)

第4条 相談員は、人格円満で社会的信望があり、家庭児童福祉の増進に熱意を持ち、かつ次に掲げる条件のいずれかに該当する者のうちから任用する。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(2) 師範学校令（昭和18年勅令第109号）に基づく師範学校、高等師範学校、女子高等師範学校、青年師範学校を卒業した者で特に家庭児童福祉に関し、学識経験を有する者

(3) 医師

(4) 社会福祉主事として2年以上児童福祉に従事した者

(5) 前各号に準ずる者であって多年にわたり児童相談、家庭相談、精神薄弱児相談業務に従事し、成果をあげたものであって相談員として必要な学識経験を有する者

2 相談員は非常勤の嘱託職員とし、その服務は郡山市嘱託職員の任用及び勤務条件等に関する要領（平成4年3月27日制定）による。

(職務)

第5条 相談員は、家庭児童相談室を効率的かつ円滑に運用して、次の相談事項を処理するものとする。

(1) 家庭養育における児童養育の技術に関する事項

(2) 児童に係る人間関係に関する事項

(3) その他家庭児童の福祉に関する事項

2 相談の種別は、室内相談と訪問相談の2種類とする。

(関係機関との協力)

第6条 相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、学校、警察署及び民生児童委員との連絡調整を緊密にするように努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

(施行規則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。